

平成27年 3月 6日

各 位

上場会社名	株式会社 大 林 組
代表者	取締役社長 白石 達
(コード番号	1802)
問合せ先責任者	本社総務部長 高貝 克也
(TEL	03 - 5769 - 1017)

## 当社取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役及び執行役員へのインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入時期や取得株式の総額等の詳細については、後日開催する取締役会において改めて決議した上で、平成27年6月下旬に開催予定の第111回定時株主総会（以下「本株主総会」）に付議しますので、決定次第、お知らせいたします。

### 記

#### 1 本制度導入の目的

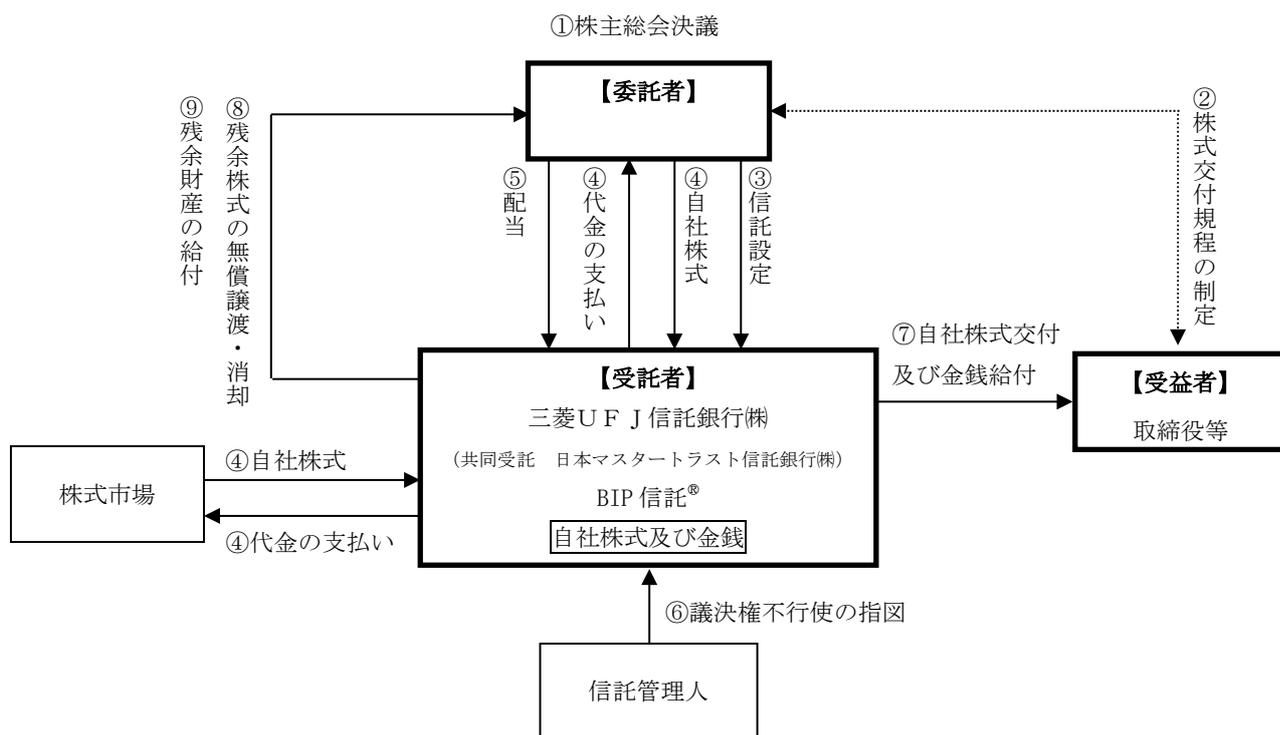
- (1) 当社は、当社取締役（社外取締役を除きます）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性及び客観性の高い報酬制度として、本制度を導入します<sup>(※1)</sup><sup>(※2)</sup>。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」）と称される仕組みを採用する予定です。BIP信託とは、米国の業績連動型の株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、BIP信託により取得した自社株式を業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです<sup>(※3)</sup>。

(※1) 本制度の導入により、当社取締役等の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみにより構成されます。

(※2) 当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置しており、報酬委員会において、本制度の導入について審議し、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性、客観性を確保しています。

(※3) BIP信託<sup>®</sup>は三菱UFJ信託銀行株式会社の登録商標です。

## 2 BIP 信託の仕組み（予定）



- ①委託者は株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②委託者は取締役会において本制度の導入に関する役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③委託者は①における株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として自社株式を自社（自己株式処分）又は株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の自社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の自社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績達成度に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の自社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の自社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧信託期間中における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行うことができます。
- ⑨受益者に分配された後の一定の残余財産は、本信託の清算時に委託者へ帰属する予定となっております。

（注）委託者は、株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、自社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

以 上